

機械警備業務仕様書

1 業務の目的

本業務は、吹田市立岸部市民センター、吹田市立豊一市民センター、吹田市立千里丘市民センター及び吹田市立山田ふれあい文化センター（以下、「センター」という。）における盗難を防止するとともに、その他不正、不良行為を排除し、対象物の保全をはかり、その業務の円滑な運営に寄与することを目的とする。

2 警備対象物

名 称	所 在 地
岸部市民センター	吹田市岸部南1丁目4番8号
豊一市民センター	吹田市垂水町1丁目53番7号
千里丘市民センター	吹田市千里丘14番7号
山田ふれあい文化センター	吹田市山田東1丁目28番9号

3 警備任務

- (1) 盗難及びその他の不正、不良行為の防止。
- (2) 事故確認時の関係先への通報、連絡。
- (3) 事故報告書の提出。

4 警備方法

機械による監視警備及び巡回警備。

5 警備時間

- (1) 開館日は、午後10時から翌午前9時までとする。
- (2) 休館日は、終日とする。
- (3) 前2号の警備時間は、警備対象物が無人の状態にある時とする。

6 警備機構

- (1) 警備装置
警備対象物件で発生した異常事態を乙の管制本部へ自動的に通報する機能を有する。
- (2) 管制本部
警備実施時間中、警報受信装置を間断なく監視するとともに、常に業務用無線等を装備した機動パトロール隊と無線又は有線電話等により連絡を保つものとする。
- (3) 機動パトロール隊
常に管制本部と連絡を保ち、警備対象物の異常事態に備える。

7 異常事態発生時における処置

- (1) 警備受信装置により甲の警備対象物件に異常事態が発生したことを確認したとき、待機中の機動パトロール隊を速やかに急行させ、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止にあたる。
- (2) 警備対象物件に到着した機動パトロール隊は異常事態を確認後、管制本部へその状況を連絡し、管制本部は必要に応じて関係先へ通報する。

8 警報装置の保守点検

設置された警報装置の機能については、適宜保守点検を行うものとする。